

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会第1～4審査部会の議事録をH23年10月開催分まで作成していないことについて、「その原因・理由又は根拠が確認できる文書のすべて。」	不存在			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	「視野の正常域の測定値は、内・上・下内・内上60度、下70度、上外75度、外下80度、外95度であり、合計560度になる」と記載のある厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発文の平成15年1月10日付け障発第0110001号「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」	公開			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	身体障がい者手帳の認定基準の解釈解釈が記載された ・平成28年5月26日に開催した障がい者福祉担当職員新任研修における研修資料（資料①） ・平成28年9月29日に開催した障がい者福祉（身障）担当職員研修における研修資料（身体障がい者手帳認定について及び事例検討・その他）	公開			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	身体障がい者手帳の認定基準（ガイドライン・質疑について）にある「I／4の視標による測定の結果、両眼の視野がそれぞれ10度以内である場合を対象としている。」とある。この解釈等について、大阪市以外が作成した③文書④図示。ただし、大阪市が保有するすべてについて。	不存在			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	身体障がい者手帳の認定基準（ガイドライン）の条文中、「周辺からほぼ均等に狭くなるもの（求心性視野狭窄）」とある。この「ほぼ」の解釈について①大阪市作成の文書。②大阪市以外作成の文書。	不存在			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	身体障がい者手帳に係る認定基準（ガイドライン）にある「求心性視野狭窄の判断は・・・視野が10度以内のものと限定しているものではない。」とある。この解釈・説明について①大阪市が作成した文書②大阪市以外が作成した文書のすべて。	不存在				号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	平成28年8月22日決裁の「市民からの問い合わせに対する回答について」の決裁文書	部分公開	1			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月4日	平成29年 4月18日	H29. 3. 17付大北福第1039号の開示文書（・・・リハセンからの情報提供資料）に「求心性視野狭窄とは、・・・小さな円の視野となるので」とある。このことが確認できる①根拠（ガイドラインの条文以外）、②ガイドライン条文を解釈した文書。	不存在					福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月11日	平成29年 5月25日	平成29年2月1日から平成29年4月10日までの間における大阪府が実施したココファン文の里に係る指導・監督に係る文書のうち、以下の公文書 ・平成29年2月17日実施の立入検査の実施に係る決裁文書一式（実施案、実施通知及び添付書類） ・平成29年2月17日実施の立入検査の結果に係る決裁文書一式（結果通知及び添付書類）	公開				号	福祉局	介護保険課
平成29年 4月11日	平成29年 5月25日	平成29年2月1日から平成29年4月10日までの間における大阪府が実施したココファン文の里に係る指導・監督に係る文書	部分公開	1	2	5	号	福祉局	介護保険課
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	福祉局保有の簿冊文書で市会（予算・決算・その他）関係書類。ただし、社会福祉審議会障害者専門分科会審査部会関係を含む簿冊でH22・23年度分について。（表紙・目次・文書）	不存在				号	福祉局	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)			担当局	担当
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	・福祉局心身障がい者リハビリ テーションセンター相談課保管 の「社会福祉審議会障害者福祉 専門分科会審査部会関係書 類」、「身体障害者手帳診断医 師・指定関係書類」簿冊（平成 22・23 年度分）の簿冊表紙及 び索引目次 ・平成22年4月12日決裁の「平 成22年度大阪市社会福祉審議会 専門分科会審査部会の開催及び 所要経費の支出について」の決 裁文書 ・平成23年3月15日決裁の「身 体障害者福祉専門分科会審査部 会に係る異議申し立てに対する 答申について」の決裁文書 他6件	部分公開	1		号	福祉局	心身障がい 者リハビリ テーション センター相 談課
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	福祉局リハセン相談課保有の簿 冊（表紙・目次）と各年度最初 と最後の文書。①社会福祉審議 会関係書類ただし、H22、23年 度分について	不存在			号	福祉局	心身障がい 者リハビリ テーション センター相 談課
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	・福祉局心身障がい者リハビリ テーションセンター相談課保管 の「歳出決議書類」、「支出命 令書（歳入歳出現金）」簿冊 （平成23年度分）の簿冊表紙及 び索引目次 ・平成23年5月27日決裁の「平 成22年度社会福祉審議会にかか る其他委員等報酬の執行情報訂 正について」の決裁文書 ・平成23年5月27日決裁の「平 成22年度社会福祉審議会にかか る費用弁償の執行情報訂正につ いて」の決裁文書 他8件	公開			号	福祉局	心身障がい 者リハビリ テーション センター相 談課
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	福祉局リハセン相談課保有の簿 冊（表紙・目次）で①支出命令 書（歳入・歳出・現金）②支出 命令情報（歳入・歳出・現金） と大阪市社会福祉審議会身体障 害者福祉専門分科会審査部会に かかる①と②。ただし、H22年 度分について	不存在			号	福祉局	心身障がい 者リハビリ テーション センター相 談課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	H29.2.27付大福祉第3820号不存在による非開示決定通知書の理由に「審査書については、…H22年度までは3年保存の「障害者福祉関係雑書類に…綴じていたため…」とある。この理由が確認できる文書。（証言を記録した文書含む）	不存在				号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター保管の「障害福祉関係雑書類」簿冊（平成25年度分）の簿冊表紙及び索引目次	公開				号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月18日	平成29年 5月2日	福祉局の社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会の佐藤委員に支払った報酬等についての「支出命令書」の大阪市保有のすべて。	不存在				号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月20日	平成29年 5月8日	大阪市生活保護疑義照会集	公開				号	福祉局	保護課
平成29年 4月21日	平成29年 5月2日	・福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課保管の平成23年度の「社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会関係書類」簿冊、平成26年度の「判定関係書類」簿冊、平成25年度の「障害福祉関係雑書類」簿冊の表紙及び索引目次 ・平成23年4月19日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会（肢体不自由）にかかる異議申し立てに対する答申について」の決裁文書 ・平成24年3月30日決裁の「大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会の開催について（平成24年3月審査会）」の決裁文書 他4件	部分公開	1			号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月21日	平成29年 5月2日	福祉局リハセン保有の「障害福祉関係書類（H26年度）」簿冊の表紙及び索引目次と各年度最初と最後の文書	不存在				号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
平成29年 4月26日	平成29年 5月10日	身体障害者手帳交付申請に係る異議申し立書の記載項目に「処分庁の教示の有無及び内容」がある。この内容についての例文・主旨等を示した文書。	不存在				号	福祉局	心身障がい者リハビリテーションセンター相談課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 4月28日	平成29年 5月25日	平成29年4月11日から平成29年4月28日までの間における大阪市が実施したココファン文の里に係る指導・監督に係る文書 ・平成29年4月18日、19日、21日、26日、27日の対応記録及び法人提出書類	部分公開	1 2 号	福祉局	介護保険課
平成29年 4月28日	平成29年 5月12日	市民からの照会に対する所属長名回答文書が担当課長までのゲタ版決裁のものの決裁文書。ただし、H24. 11. 30付北区長への市民の声に対するH24. 12. 26付北区長回答分は除く。ただし、H23年度以降分について課長専決事項を除く (福祉局に係るものについて)	不存在	号	福祉局	総務課